

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2024年4月1日(月)

NO. 1464号

本号3頁

## 衆院憲法審査会 4日「幹事選任の事務手続き」

### 実質審議「11日開催」を自民提案、立憲「持ち帰り」

27日に、衆院憲法審査会の与党筆頭幹事の中谷元氏と野党筆頭幹事候補の逢坂誠二氏が、国会で会談し、4日に「幹事選任の事務手続き」を行うことには合意したものの、今国会での実質審議を4月11日に開催したいとの中谷氏の提案に、逢坂氏は「持ち帰り」しました。

昨年の通常国会では3月2日に衆院憲法審が開かれましたが、今年は2024年度予算案が通過しても開催させていません。改憲に慎重な立憲が、衆院憲法審査会の裏金問題の5人の、自民派閥のパーティー収入不記載事件の説明不足などを理由に拒んでいるためです。

公明や維新の会、国民民主などが「立民抜き」の開催を模索し、自民の判断に注目が集まる中、改憲派は4月11日に初の実質的な憲法審を開き、自由討議を行遺体としています。また、18日以降の定例日は滞りなく開催し、事件と憲法審査会とは絡めないことで同意することも狙っています。

さらに、立憲が同意なしの憲法審査会や幹事会などの開催に反対していることを受け、「互いにしっかりと憲法論議を行っていく」という約束が守られている限り、森英介審査会長の職権による開催は「原則控える」ことで折り合いました。

衆院憲法審査会では立憲と共産党以外の改憲5会派は改憲論議の必要性を共有しており、特に緊急事態条項新設・議員任期延長の議論を推進したい考えです。

しかし、審議のペースは例年に比べ遅れており、今年秋までの自民党総裁任期中の憲法改正実現を訴える岸田首相の目標達成はさらに困難となりそうです。首相の総裁任期が切れる9月末までに改憲を実現するには、遅くとも今国会終盤には国会で発議する必要があります。そのようなもつとで、17日に開催された自民党大会では、憲法改正を巡っては、**年内の改憲実現に向け**、国会の憲法審査会に条文を起草するための機関を設置し、条文案の作成を目指す考えを示しました。

「本年中に主権者である国民の判断を仰ぐ」とも主張し、2025年に結党70年の節目を迎えることを踏まえ、改憲に全力で取り組む姿勢を強調しています。

### **岸田首相 改めて総裁任期中の改憲の意欲を示す**

一方、岸田首相は27日、参院予算委員会で、今年の秋までの自民党総裁任期中の改憲実現に向けて改めて意欲を示しました。「自民党は憲法改正を党是としている政党だ。目の前の任期で最大限努力することを申し上げたことはおかしなことではない」と述べました。

また、緊急事態条項については、「国民の代表たる国会の権限を維持できるかどうかは平素から考えておく課題ではないか」と語りました。

しかし、今国会では衆院憲法審査会の開催をめぐり、立憲に振り回されている側面は否定できないと、維新の幹部は「岸田政権下の改憲派無理だろう」と嘆いていると報じられています。

一方、立憲の逢坂氏はブログで、「最低でも、今後、職権による幹事懇談会、幹事会、審査会の開催はしない」との確約を取らねばならないと書いています。

### **4日 傍聴希望される方は、前日まで憲法会議にご連絡を**

このように、4日に衆院憲法審査会が開催され、「幹事選任の事務手続き」を行うこととなります。数分で終わると思われます。それでも傍聴・監視行動を希望される方は、前日の午後3時まで、憲法会議にご連絡ください。手続きします。電話 03-3261-9007

## **「憲法改悪、大軍拡・大增税を許さない！」桜の前で、総がかり街宣**

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」と「9条改憲NO！全国市民アクション」は、28日（木）18時から、新宿駅東南口で、「とり戻そう！憲法を生かす政治 裏金・金権腐敗の自民党政治を終わらせよう 軍拡増税反対！ 強制代執行による大浦湾埋め立て糾弾！ 改憲発議反対！ 戦闘機輸出閣議決定抗議！ パレスチナに平和を！ 3・28 新宿駅街頭宣伝署名行動」と長い表題の街頭宣伝行動を行いました。

毎月宣伝している場所では、早咲きの桜が満開で、桜の前での街宣となり、立ち止まり桜を見ながら、私たちの訴えを聞いている方が多くおられました。

司会は、1000人委員会の橋本さんが勤め、6人がスピーチ。最初は、青山昂平さん（憲法共同センター・民青同盟）。「戦闘機を輸出すると閣議決定した。岸田政権は平和主義を踏み外そうとしている。敵基地攻撃能力とは、日本を守るものではなく、米国が起こす戦争に自衛隊を参戦させるもの。戦争に行かされるのは、私たち青年です。力を合わせノーの声を上げましょう」と訴えました。



続いて、菱山南帆子さん（9条壊すな！実行委員会）、移住連の山岸素子さん（1000人委員会）、安井正和さん（憲法共同センター・原水協）、高田健さん（9条壊すな！実行委員会）と続き、最後に井上年弘さん（1000人委員会）と続きました。

安井さんは、世界の軍事費は300兆円になり、日本もこの日成立した2024年度予算で8兆円も血税から使われてしまうと指摘。通常兵器が核兵器になるおそれがあると指摘して、「軍事費でなく、暮らし・福祉に回そうの声を強めよう」と訴えました。

途中で、雨が降って来ましたので、高架下に移動して行いました。

外国人の団体方達が、私達の行動に注目されていました。中国中央電視台（でんしだい）が取材に来ていました。中国の国営の公共放送テレビ局の様でした。

## **憲法共同センター 全国学習交流集会開催 議員任期延長改憲の危険性学ぶ**

3月30日（土）の13時30分から、全労連会館2階ホールで憲法共同センター「全国学習交流集会」が開催されました。はじめに、小畑雅子共同代表が開会あいさつ。小畑氏は、憲法審査会で改憲条文案作成に向けた作業部会が設置される危険な状態であると語り、「今国会で改憲に向けた動きが急速に強められる危険性がある」と指摘。改憲発議を許さないためにも、岸田内閣の退陣と自民党政治からの転換を求める運動を展開しようと呼びかけました。

学習会1では、法律家6団体の辻田航弁護士が「緊急事態と議員任期延長問題」とのテーマで講演。辻田氏は、議員任期延長改憲の内容から詳細に語り、その改憲論の問題点、さらに改憲論議の前提問題として「裏金議員に改憲の資格はない」等と述べ、そして「議員任期延長改憲を阻止するために」と「任期延長改憲理問題点、裏金問題との関連を広めて、世論で憲法審査会を開催させないことが重要」語りました。

学習2では、東海大学の永山茂樹教授が「改憲をめぐる危険な同行について」とのテーマで講演されました。永山氏は、あまりにも支持率が低下する中で、解散衆院選等のカンフル剤を活用できない状態となり、①主権者意思からの乖離した政治、②議会制民主主義からの乖離した政治、③憲法から乖離した政治が行われ、自民党政治が危機を迎えていると述べました。

そして、緊急事態条項創設改憲が9条改憲を支えるように行われようとしているとして、緊急事態条項創設改憲が「めくらまし改憲」としてだけでなく、「戦争する国」づくりの一環として「9条改憲」と一緒に行われようとしていると指摘しました。

さらに、今国会後半の重要法案である「地方自治法の改悪は何を狙うのか」と、2012年の自民党改憲草案では「憲法改正によってしかできない」と説明していた緊急時の内閣の「指示権」を、「法律の改正」で実現しようとしていると、厳しく批判しました。

そして、活動交流会では2団体と4地方組織からの報告が行われました。石川憲法会議の板坂洋介事務局長は、はじめに、能登半島地震の被害と、政府の対応の遅れにより、今なお3400人がホテル等で避難生活を送り、7800棟で断水が続いていると復旧・復興の状況を報告。そして、石川での様々な団体と共同した憲法を守り、いかすたたかいについて報告しました。9年目を迎えた隔週での金沢市内での昼デモが196回目を迎えたこと、昨年6月と10月と二度、それぞれ1週間かけて、全県キャラバンを行い、地元9条の会の皆さんらとともに街頭で訴えた取り組み等を報告。今年、5月3日の憲法集会と、その後9日間の全県キャンパン行動にとりくみと決意を語りました。

## **衆院内閣委 経済秘密保護法案参考人質疑 参考人法案を批判**

国が指定した経済安全保障上の機密情報を扱う人を認定する「セキュリティー・クリアランス（適性評価）」制度の導入を盛り込んだ「重要経済安全保障情報保護・活用法案」の法案が審議されています。特定秘密保護法の経済安保版で、何が機密情報に当たるかの基準はあいまいなままです。安全保障・軍事を優先して経済情報を統制し、国民の自由を抑圧する戦争国家づくりの一環に他なりません。条文案によると、秘密保護法の「秘密の範囲」を経済分野に拡大。秘密を扱うとされる人が政府の裁量で民間労働者や技術者、研究者などまで飛躍的に広がり、重大な人権侵害を引き起こす懸念があります。そして、インフラや物資の供給網である「重要経済基盤」に関する計画や脆弱性、革新技術などの情報のうち、漏えいすると安全保障に「支障」を及ぼす恐れがあるものを「重要経済安保情報」に指定。指定期間は5年以内だが、30年まで延長できる。内閣の承認があれば60年まで延長でき、漏えいした場合は最長5年の拘禁刑を科す等としています。

### **参考人「秘密保護法の特定秘密との区別あいまいだ」等と批判**

参考人の三宅弘弁護士は「同法案の重要経済安保情報は、秘密保護法の特定秘密との区別があいまいだ」と指摘。「5年以下の拘禁刑または罰金により処罰するのは、罪刑法定主義の観点から問題がある」と述べました。秘密情報を扱う適性評価の対象者は「数十万人に上るのではないか」と述べました。

齋藤裕日弁連副会長は、同法案が秘密保護法と違い、具体的に秘密とされる類型が別表で規定されていないと指摘。罪刑法定主義の観点から「処罰範囲は国会が決めるべきで、市民がその行動について予測可能性を持つことができるようにあくまで明確であるべきだ」と主張しました。

共産党の塩川鉄也議員は、政府が秘密保護法の対象を運用見直しで経済分野まで広げようとしていると指摘し、「政府の裁量で勝手に秘密の範囲を広げ、法律によらず罰則の対象を広げるのではないか」と質問。齋藤氏は「秘密保護法の対象は『国民の生命・身体が害される』場合とされてきたが、『国民の生活・経済が害される』場合まで拡大しようというものだ」と批判しました。また、塩川氏が次期戦闘機の共同開発国である英国やイタリアとの関係について「今回の法案は多国間の共同開発の障害を取り除くものとなっているのか」と質問しました。これに、政府の有識者会議の座長を務めた渡部俊也東京大学未来ビジョン研究センター教授は「他の国のことはよくわからない」と述べるにとどまりました。

**お詫び 憲法会議第59回総会報告③は、紙面の都合により、次号に掲載します。**